

志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の
届出について

平成12年6月16日
北陸電力株式会社

当社は、原子力災害対策特別措置法(平成11年12月17日公布)に基づき、志賀原子力発電所に係る原子力事業者防災業務計画(案)について、石川県および志賀町と協議を行ってまいりましたが、6月12日に石川県および志賀町との協議が終了いたしました。

この協議内容を踏まえ、志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画を作成し、本日、通商産業大臣に届出いたしました。

また、本防災業務計画は、当社原子力情報コーナーで公開いたします。

・添付資料

- (1)志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の要旨
- (2)防災業務計画における充実点と協議における補正点

・資料公開場所(6月16日より公開)

当社 原子力情報コーナー

- (1)アリス館志賀 (志賀町)

開館時間：9：00～16：30

休館日：年末年始(12/28～1/4)

- (2)ワンダー・ラボ(富山市 アバンプレイ)

開館時間：10：30～18：30

休館日：毎週月曜日、年末年始(12/31～1/3)

以上

志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の要旨

原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、北陸電力株式会社志賀原子力発電所の原子力事業者防災業務計画（以下「計画」という。）を作成しましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表いたします。

1. 計画作成目的

志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資する。

2. 計画施行年月日

平成12年6月16日

3. 計画の構成等

構成	概要	各章の主な要点
第1章 総則	<ul style="list-style-type: none"> 目的 基本構想 計画の運用と修正 語句の定義 	<p>原子力災害の発生及び拡大を防止し並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。</p> <p>修正にあたって石川県、志賀町と60日前までに協議を開始。</p>
第2章 原子力災害 予防対策の 実施	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備 通報や業務に必要な設備及び資機材の整備 原子力防災教育、原子力防災訓練の実施 国、地方公共団体、地元防災関係機関との連携 	<p>原子力防災組織の設置、防災体制発令基準の具体化、原子力災害の情勢に応じ第1緊急体制又は第2緊急体制に区分。</p> <p>所長を原子力防災管理者に選任・届出。原子力防災管理者が不在の場合に代行する副原子力防災管理者に所長代理、次長、課長等を選任・届出。</p> <p>原子力防災管理者は、原子力防災要員等から構成する原子力防災組織を統括管理。</p> <p>放射線測定設備、防災資機材、対策活動で使用する資料や施設等の維持、整備。</p>
第3章 緊急事態 応急対策等 の実施	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策特別措置法に基づく通報 災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施 第2緊急体制発令時、オフサイトセンターへの要員派遣などの緊急事態応急対策 事業所外運搬事故における対策 	<p>原子力防災管理者が緊急事態発生についての連絡を受け、又は自ら発見したときは15分以内を目途に通報、連絡。</p> <p>来訪者等の避難誘導、放射能影響範囲の推定、原子力災害拡大防止、汚染拡大防止、負傷者等の応急措置と119番通報時の適切な措置による二次災害の防止、応急措置の報告など</p> <p>原子力災害合同対策協議会への参加。</p>
第4章 原子力災害 事後対策	<ul style="list-style-type: none"> 発電所の復旧対策 行政機関等への原子力防災要員等の派遣 	<p>原子力施設の汚染状況の把握、放射性物質の追加放出の防止等の復旧計画を策定し、速やかに復旧対策を実施。</p> <p>復旧計画を国、県、町へ提出。</p> <p>被災者のための相談窓口の設置</p>
第5章 その他	<ul style="list-style-type: none"> 他の原子力事業者への協力 	<p>あらかじめ原子力事業者間の協力活動を調整</p> <p>防災活動支援資機材貸与及び要員の派遣</p>

4. 計画の主な内容

添付資料のとおり。

以上

志賀原子力発電所

原子力事業者防災業務計画の主な内容

平成 12 年 6 月

北陸電力株式会社

第1章 総則

1. 原子力事業者防災業務計画の目的

原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資する。

2. 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力事業者防災業務計画は、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策等、原子力災害事後対策などから構成する。なお、運転管理及び燃料管理等に関する事項の遵守は、保安規定に定められており、原子力事業者防災業務計画から除外している。

3. 原子力事業者防災業務計画の運用

発電所及び本店において原子力災害対策活動に従事する者は、平常時から、原子力災害対策活動等について理解しておくとともに、緊急時には、この計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行する。

4. 原子力事業者防災業務計画の修正

社長は、原子力防災管理者に、毎年この計画に検討を加えさせ、必要があると認められるときは、これを修正する。修正にあたっては、あらかじめ石川県知事及び志賀町長に、この計画を修正しようとする日の60日前までに、計画の案を提出して協議を行い、修正後、速やかに、通商産業大臣に届け出るとともに、その要旨を公表する。

第2章 原子力災害予防対策の実施

1. 防災体制

(1) 原子力災害の情勢に応じて第1緊急体制及び第2緊急体制に区分する。

- ・第1緊急体制 放射線測定設備(モニタリングポスト)の1つにおいて5 μ Sv/h以上の線が10分間以上継続して検出された場合や原子炉運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする冷却材の漏洩発生など原子力緊急事態に至る可能性のある事象が発生した場合など
- ・第2緊急体制 放射線測定設備(モニタリングポスト)の1つにおいて500 μ Sv/h以上の線が10分間以上継続して検出された場合や原子炉運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする冷却材の漏洩が発生し、すべての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合など原子力緊急事態の発生を示す事象が発生した場合など

(2) 発電所の原子力防災組織

- a. 社長は、原子力防災管理者、副原子力防災管理者並びに原子力防災要員及び原子力防災班員から構成し、原子力災害の発生及び拡大防止並びに、原子力災害の復旧を図るために必要な活動を行う原子力防災組織を設置する。
- b. 原子力防災管理者は、発電所長とし、原子力防災組織を統括管理する。
- c. 副原子力防災管理者は、所長代理、発電所次長、課長(総務、経理を除く。)・課長代理、当直長(日勤班)とし、原子力防災組織の統括について、上記の順位により原子力防災管理者を補佐するとともに原子力防災管理者が不在の時には上記の順位により、その職務を代行する。

- d . 原子力防災管理者は、あらかじめ原子力防災要員及び原子力防災班員を指名する。
- e . 原子力防災要員は、トラブルの第 1 報により発電所に集合し、原子力災害に発展した場合に直ちにその業務が行えるよう備える。
- f . 社長は、原子力防災管理者若しくは副原子力防災管理者を選任又は解任したとき、若しくは、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、通商産業大臣、石川県知事、志賀町長及び富来町長に 7 日以内に届け出る。

(3) 本店の災害対策組織

社長は、あらかじめ本店災害対策組織を構成する本店災害対策班員を定め、この計画の定めるところにより、本店における原子力災害対策活動を実施し、発電所において実施される原子力災害対策活動を支援する。

2 . 原子力防災組織等の運営

(1) 発電所の原子力防災組織の運営

- a . 原子力防災管理者は、社内外の通報連絡体制を整備し、防災体制発令事象が発生したときは、その情勢に応じて防災体制を発令するとともに、原子力防災要員及び原子力防災班員を発電所の緊急時対策所に非常召集させ、直ちに原子力部長に報告する。
- b . 原子力防災管理者は、防災体制発令後、速やかに、発電所の緊急時対策所に原子力防災組織で運営する発電所本部を設置し、発電所本部長としてその職務を遂行する。

(2) 本店の災害対策組織の運営

- a . 原子力部長は、原子力防災管理者から発電所における防災体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長及び原子力本部長に報告し、社長は、本店における防災体制を発令し、本店災害対策班員を総本部室に非常召集させる。
- b . 社長は、本店防災体制発令後、速やかに、本店の総本部室に本店災害対策組織で運営する総本部を設置し、総本部長としてその職務を遂行する。

3 . 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

(1) 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等

- a . 原子力防災管理者等は、放射線測定設備（モニタリングポスト）について、備え付け時の検査を受けるとともに、毎年 1 回以上の較正などにより設備を維持し、測定した放射線量記録を 1 年間保存する。また、放射線測定設備（モニタリングポスト）により測定した放射線量に基づいた値をテレメータ等により公表する。
- b . 社長は、放射線測定設備（モニタリングポスト）を新たに設置したとき又は変更したときは、通商産業大臣、石川県知事、志賀町長及び富来町長に 7 日以内に届け出る。

(2) 原子力防災資機材の整備

- a . 原子力防災管理者は、必要な原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
- b . 社長は、原子力防災資機材を備え付けたときは、通商産業大臣、石川県知事、志賀町長及び富来町長に 7 日以内に届け出る。また、毎年 9 月 30 日現在における備え付けの現況を翌月 7 日までに届け出る。

4 . 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合に必要な資料のうち、緊急事態応急対策拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)に備え付ける資料を通商産業大臣に提

出する。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

5. 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備、点検

原子力防災管理者は、発電所緊急時対策所及び換気浄化設備、応急処置施設、気象観測設備、緊急時プラント情報伝送システム、緊急時放送装置など原子力災害対策活動で使用する施設及び設備を常に使用可能な状態に整備する。また、不具合が認められた場合、速やかに修理する。

6. 防災教育の実施

原子力防災管理者及び原子力部長は、原子力防災要員及び原子力防災班員並びに本店災害対策班員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、必要に応じてマニュアルを作成するとともに、防災教育を実施する。

7. 防災訓練の実施

原子力防災管理者及び原子力部長は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認し、より実効性のあるものとなるよう必要な社内防災訓練を実施する。また、国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練の内容に応じて要員の派遣、資機材の貸与、その他必要な措置の実施を模擬し、訓練に参加する。

8. 関係機関との連携

原子力防災管理者又は原子力部長は、国、地方自治体、地元防災関係機関と相互に連携を取りながら、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を進めるために、平常時から防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

9. 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、国の機関、石川県、志賀町、富来町、中島町及び田鶴浜町と協調し、平常時より周辺住民に対して放射線防護等に関する正しい知識の普及、啓発に努める。

第3章 緊急事態応急対策等の実施

1. 通報及び連絡

(1) 原子力防災管理者は、防災体制発令事象のうち発電所内に係る事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、15分以内を目途として、通商産業大臣、石川県知事、志賀町長、富来町長、中島町長、田鶴浜町長等にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。

また、使用済燃料、輸入新燃料等の事業所外運搬において原子力災害が発生した場合は、内閣総理大臣、通商産業大臣、運輸大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長等にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。

(2) 原子力防災管理者は、第1緊急体制発令事象に基づく通報を行った場合は、その旨を通商産業大臣、石川県知事、志賀町長、富来町長、中島町長及び田鶴浜町長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。

2．防災体制発令時の対応

防災体制発令事象が発生した場合は、この原子力防災業務計画「第2章 2．原子力防災組織等の運営」に従い、原子力防災管理者及び社長は、発電所及び本店に発電所本部及び総本部を設置し、それぞれの本部長となり活動を開始する。

3．応急措置の実施

(1) 発電所本部は、原子力災害発生又は拡大の防止のために、原子力災害の程度に応じて以下の応急措置を実施し、その旨を、通商産業大臣、石川県知事、志賀町長、富来町長、中島町長、田鶴浜町長、原子力防災専門官及び各関係機関に報告する。

- ・ 発電所敷地内の原子力災害に従事しない者及び来訪者の避難誘導や発電所敷地内への入域制限、防災関係車両以外の使用禁止
- ・ 発電所敷地外に放出された放射能影響範囲の推定
- ・ 負傷者、放射線障害を受けた者などの応急処置や除染などの緊急時医療及び医療機関への搬送における 119 番通報時の適切な措置による二次災害の防止
- ・ 火災発生時の消防活動
- ・ 汚染拡大の防止及び除去
- ・ 発電所からの避難者及び防災従事者などの線量当量評価
- ・ プラントの状況、応急措置の概要などを原子力災害合同対策協議会と連携し、プレス発表するなどの広報活動
- ・ 発電所設備の状況把握及び原子力災害の拡大防止のための応急復旧
- ・ 燃料破損程度の推定や事故拡大防止に関する運転上の措置など原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置
- ・ 原子力災害対策活動に必要な資機材の調達及び輸送
- ・ 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

(2) 原子力防災要員等の派遣等

- a．総本部長及び発電所本部長は、原子力防災専門官その他の国の関係機関又は県から、オフサイトセンターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、オフサイトセンター等への要員配置、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずる。
- b．発電所本部長は、他の原子力事業者からの応援を必要とするときは、総本部長をとおして、他の原子力事業者へ協力を要請する。
- c．発電所本部長は、第1緊急体制発令後、県からの要請があった場合は、緊急時環境放射線モニタリング要員をオフサイトセンターへ派遣する。

4．緊急事態応急対策

(1) 第2緊急体制の発令

- a．発電所本部長は、第2緊急体制発令事態として定められた状態に至った場合、直ちに通商産業大臣、石川県知事、志賀町長、富来町長、中島町長、田鶴浜町長等に報告する。又、定められた連絡経路に基づき、第2緊急体制を発令した旨を連絡する。
- b．総本部長は、発電所本部長より第2緊急体制発令の報告を受けた場合、本店における第2緊急体制を発令し、オフサイトセンター等の関係機関と連携し、全社をあげて緊急事態応急対策に取り組む。
- c．オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会への参加は、同協議会決定事項を原子力防災組織及び本店災害対策組織に指示・命令できる者があたる。

(2) 原子力災害合同対策協議会との連絡報告

発電所本部長は、原子力災害合同対策協議会から発電所に対して指示された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言する。

(3) 応急措置の継続実施

発電所本部長は、この計画「第 3 章 2 . 応急措置の実施」に示す各措置を、防災体制が解除されるまでの間、継続させる。

(4) 事業所外運搬事故における対策

発電所本部長及び総本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、国の原子力災害対策本部長の指揮の下、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

第 4 章 原子力災害事後対策

1 . 発電所の対策

原子力防災管理者は、原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握、放射性物質の追加放出の防止等の発電所の復旧計画を通商産業大臣、石川県知事、志賀町長、富来町長、中島町長及び田鶴浜町長に提出し、速やかに復旧対策の実施を行うとともに被災者の相談窓口の設置などの原子力災害事後対策を実施する。

2 . 原子力防災要員及び原子力防災班員の派遣等

(1) 原子力防災管理者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに石川県知事、緊急事態応急対策実施区域等を管轄する町長の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員及び原子力防災班員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

(2) 原子力防災管理者は、他の原子力事業者からの応援を必要とするときは、原子力部長（総本部が設置されている場合は総本部長）をとおして、他の原子力事業者へ協力を要請する。

第 5 章 その他

1 . 他の原子力事業者への協力

(1) 他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をを行う。

(2) 社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておく。

原子力事業者防災業務計画における主な充実点と協議における補正点

事 項	主な充実点(原子力事業者防災業務計画(案)作成時)	協議における補正点
防災体制と通報に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力防災管理者は、法令に従い、緊急事態発生についての連絡を受け、又は自ら発見したときは、<u>直ちに</u>国、石川県、志賀町等への通報の義務付け ● 法令に定められた国への通報基準等に基づき、敷地境界放射線量が上昇した場合や緊急事態に至る可能性のある事象が発生した場合など防災体制発令基準の具体化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の防災基本計画に従い、原子力防災管理者の「直ちに」通報を「15分以内目途に」通報と明記し、通報の迅速性を定量化。 ● 地域防災計画の整合性から富来町、中島町、田鶴浜町への通報については、別図に示すだけでなく、志賀町と同様に本文にも明記。 ● 防災体制区分によるワサイトセンター等への要員の配置を明確化
応急措置の実施、緊急事態 応急対策に関すること		<ul style="list-style-type: none"> ● 迅速な消防活動と適切な119番通報による二次災害防止など消防署との連携強化を明記。 ● 事業所外運搬に係る原子力災害の発生における措置の記載を追加。 ● 被災者の相談窓口の設置や原子力災害合同対策協議会への参加を明記。
原子力防災組織の設置・ 原子力防災資機材の整備 及び届出に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 発電所に原子力防災組織を設置。 ● 原子力防災管理者、原子力防災管理者の職務を代行できる副原子力防災管理者を選任。 ● 放射線測定機器や放射線防護具類などの整備等 ● オフサイトセンターに備え付ける資料の整備と定期的な見直し。 ● 原子力防災管理者等の国、石川県、志賀町への届出。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 富来町と発電所敷地との距離を勘案して原子力防災管理者等の届出先に富来町を追加。
他原子力災害発生時の協 力に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の原子力災害発生時の防災活動支援資機材及び要員の派遣。 	